

東京税財政研究センター 会報 NO.118

2021.1.1
発行人 岡田俊明
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com



東京税財政研究センター
理事長
岡田俊明

新年明けましておめで
とうございます。

コロナで明け暮れた1

年でしたが、まだまだ収束は見えません。政府の対応の不手際への国民の目も厳しさを増しています。

さて、年をまたぐ時期になると、税制改革大綱が決定され、新年度予算案が確定します。通常国会が召集され、予算案とは別に税制改正法案が審議されます。来年度予算案の前に、今年度の第三次補正予算案の審議が行われることになります。

わからないのは税制改正の手順です。与党の税制調査会がまとめた税制改正大綱がほぼそのまま政府の税制改正大綱に衣替えします。問題は、その審議過程が与党とはいえ特定の政党の内部で、いわば「密室」で議論されて、表に出たときには「決定」になるという手順です。

来年度税制改正の目玉は、コロナ対応にDX税制。菅政権は、今年の9月にはデジタル庁を500人規模で発足させるとしています。力の入れようも生半可じゃないさそうです。“デジタル化”が世の「合言葉」になってきた感がありますが、DXが何のことかわからなければ、これから進められる政府とそれに呼応する民間企業の動きが理解できなくなるかもしれません。

4月からは、任意ですが健康保険証がマイナンバー

新型コロナに
DX



千葉県 印旛沼

カードに組み込まれます。その登録受付は、実は昨年8月から始まっていました。カード発行を増やしたい一心での施策。マイナンバーは税と社会保障、災害にだけ使うという約束だったはずです。コロナを含め、災害にはほぼ無力です。この先、マイナンバーカードをスマホに入れられるようにして、さらにはスマホなしでも使える方向が示されています（顔認証とか）。

考えなければならないことがいっぱいの年明けです。

第3回

いのちくらしと
税研集会

日時	会場
一月三〇日 (土) PM1・30	けんせつプラザ東京 (JR大久
三一日 (日) AM10	保、新大久保)

* 第1日目は当センター理事長が講演します。コロナの関係上参加形態が変わりますので、参加ご希望の方はあらかじめセンターへご連絡ください。

コロナ禍における 大企業優遇税制の創設



▲12月10日、自民、公明両党が2021年度税制改正大綱を決めた。9月に発足した菅義偉政権が政策の柱とした「デジタル化」「脱炭素化」を受けた内容が大綱に盛り込まれた。8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」で同じテーマが予算措置される。

▲最大の目玉は、大企業に対する減税で優遇税制の創設。その一つは、デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制。企業のクラウド技術を活用して他社や部門間データを融通するようなシステム投資を優遇する。投資額の30%の特別償却とその投資額の最大5%の税額控除の選択適用ができる。その二は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設。投資額の50%の特別償却とその投資額の5%（温暖化ガスの削減に著しく資するものは10%）の税額控除との選択適用ができる。DX投資促進税制との合計で法人税額の20%を上限とする。投資対象額は300億円が限度である。制度を利用できるのは一握りの大企業であり「隠れた補助金」の性格を持つ。この優遇税制が合理的なのか、有効性があるのか、公平負担原則を阻害することに違法性はないのか等の検証が求められる。

▲さらにエコカー減税や住宅ローン減税の延長など、自動車や住宅業界の要望に応える内容が目立つ。住宅ローン減税は、床面積「50平方メートル以上」から「40平方メートル以上」(所得制限1000万円)に広げ、入居期限を22年末まで延ばした。ローン残高の1%分としている控除率について、会計検査院が最近の低金利環境で問題があると指摘したが、来年度の議論で見直しするかどうか協議する。固定資産税については減免措置を施す。納税額が上がる土地は税額を据え置き、地価が下がる場合は税額を引き下げる。

▲子どもや孫への教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置は延長された。贈与資金の信託を受ける銀行業界の要望に応えたものだ。

▲カジノを利用した外国人客の利益を非課税とする（非居住者のカジノ所得）。競合するシンガポールやマカオなどとの対応をそろえ、訪日客の増加につな

げる狙いのようだ。日本人客は競馬などと同様に、利益の申告を求め課税する。一方、勤続年数5年以下の退職手当（短期退職手当等）について、収入から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円超の部分についての「2分の1措置」は廃止される。

▲税務上の手続きで「デジタル化」を進める。請求書や領収書のスキャナー保存制度について、税務署の事前承認や定期検査を不要にする。スキャナー保存後に電子データの日時を証明するタイムスタンプを打てば、原本をすぐに廃棄してもよくなる。ただし、電磁的記録に隠蔽・仮装があった場合、通常課される重加算税に追徴本税の10%相当の加算税が過重される措置が導入される。また、確定申告書や年末調整の際に提出する「控除申告書」の押印を不要にする。調査通知後に納税地の異動があった場合、その異動前の所轄税務署長等が必要あると認めるとときは、異動前の所轄税務署の職員等が質問検査権を行使できることとする。

▲金融所得の分離課税のおかげで所得金額1億円超の富裕層は、所得が増加するほど負担率は下がる。応能負担の原則に反するが与党は是正する気がない。新型コロナで国民の生活は大変な状況だ。国民の命と暮らしを守る安心と希望のための対策というならば、消費税の減税を実施すべきだが、「検討事項」にもない。今回の大綱は、小幅な改正でお茶を濁した感が強く新たなアイデアが不足している（東京・社説12/11）との指摘がある。甘利明税調会長は「成長なくして財政再建なし」というが、東京都税制調査会答申（11月17日）と比較してみても、今回の大綱はコロナ後の財政再建も踏まえた中長期的な視点に立った議論がされるいるのか全く不透明である。

（八代 司）



「インボイス」プレ元年 「登録事業者」選択で 一人親方の所得区分問題は解消するか？

小田川 豊作

問い合わせ

標題の答えは「解消しない」である。後で述べるが、財務省担当者の回答だとされている。

身も蓋もない答だが、「インボイス」プレ元年となる年頭にあたり、この問題を考えてみたい。令和5年10月から実施されるインボイス制度に向けて、今年10月から「登録事業者」の登録申請が開始される。税理士としては顧問先から相談を受けることであろうし、適切な助言も必要となる。

例えばゼネコンの下請けである建設業者が年収1千万円以下の一人親方Aさんを外注として使っている場合、多くの税理士はAさんが登録事業者を申請し「適格請求書発行事業者」となれば、免税事業者であったAさんは消費税の課税事業者となり、Aさんへの支払ははばかることなく外注費として処理できると考えるのではないだろうか（経過期間は考慮せず）。

仮にこの一人親方Aさんの業務が人的役務の提供に限定されており、1人工2万円でひと月25人日と支払者の専属的な外注である場合、税務調査においては外注費ではなく給与所得に該当すると判定され、源泉所得税と消費税が追徴されかねない。税理士としては懸念材料だ。

しかし、Aさんが登録申請して「適格請求書発行事業者」になれば、国税庁が審査の上で発行事業者として「公認」したのであるから、調査で外注費を給与だと否認される懸念はなくなると考え、顧問先にもそう説明すると思われる。

ところが、それは誤りだとの指摘がある。税理士としての責任を問われかねないから注意しろというのだ。

財務省担当者からのお叱り

日税連マルチメディア研修「消費税の注意点」（令和2年12月1日配信）で、講師の税理士・芦澤光春氏はレジュメに次のように記述している（原文のまま）。

『支払先がインボイス発行事業者であれば、外注費として、同様に、インボイス発行事業者でなければ給与として処理できる時代が来るのでは？と考えることも無理はないと思われる』

ある書籍にその旨を記載したところ、財務省の担当者より、この記述は誤っているとお叱りを受けた。

現在でも、個人事業者の開業届を提出しているか、青色申告で申告しているかと、給与か外注費（事業所得）かの判定とは無関係のように、インボイス発行事業者として登録しているかいなかは、支払った費用が給与か外注費（受領側からすると事業所得）かとは無関係であるということらしい』

芦澤氏は、自分の書籍に記述した内容が、「財務省担当者より誤りだとお叱りを受けた」と恥をさらしてまで記述し、一切の反論もなく注意してほしいとしている。だが、注意するだけでいいのだろうか。

課税庁のおごり

給与か外注（事業所得）かの判断問題は、古くは源泉所得税の徴収義務を巡り、消費税導入後は加えて仕入税額控除を巡り、調査で頻繁に争点になってきた。

様々な業態で給与所得か事業所得かで裁判に持ち込まれ、最判昭和56年4月24日の判断を一応の基準とする流れになっている。いうまでもなく、この最判は消費税が導入される平成元年以前の所得税に関する判断であり、消費税の課税仕入の是非を直接判断したものではない。

しかし、消費税導入後も雇用（給与）か請負（事業）かは契約によるが、判然としない場合はこの最判を受ける形で「総合勘案して判定する」と消費税基本通達1-1-1に記している。主語は記述されていないが、通達は上級庁が下級庁に指示する文書であるから、主語は税務職員になる。そのうち、「総合的、俯瞰的に勘案して判定する」となりかねないが、この「総合勘案」なる文言は法律を課税庁が柔軟に運用できるよう、制限的条件を付けずに含みを持たせるためといわれている。租税法律主義を踏みにじること甚だしい。この通達は消費税の通達であるにもかかわらず、消費税が前段階（次ページへ）

(前ページより) 税額控除方式の体系を持つ税法であることをまったく視野に入れていない。財務省担当者の「お叱り」は論理も何もないおごりにすぎない。

インボイスに絡んで、納税者本人が事業者であると認識し、登録して「適格請求書発行事業者」となった場合、消費税の税体系は所得税とまったく違う構造になっているのであるから、所得税法上の所得区分とは関係なくその適格請求書による支払いは仕入税額控除が認められることは当然のことである。

そもそも課税庁・審判所・裁判所は、一貫して所得税と消費税は違う税法だからと所得税の定義や論理を消費税の判定には適用できないといいはってきた。叱る方も叱られた方も、租税法の規定そっちのけの対応で、いささか情けない。

消費税の悪業と課税庁の便宜主義

給与か事業所得かの問題は、消費税がもたらした悪業である。消費税の納税額を減らすため、雇用から外注への切替え、人材派遣というピンハネ業の隆盛、賃金の切下げ志向が雪崩を打つごとく追求され、雇用破壊と低賃金社会の日本となった。

加えて、資本主義経済において資本はあくなき経済合理性=利潤を追い求めている。

建設は従来型の資本を用いた請負であるが、そこにおいても業務を効率化するために標準化が追求され、

ルールを厳格に定め業務の参加者に厳守させることで取引を意図したとおりに効率的に進むようコントロールし、秩序を維持する形になっている。

一人親方問題の一人親方は、まさにこうした野丁場の建設現場に関わる事業者である。

こうした現場では、元請が下請個々の独立性を認めることではなく、「支払者」が時間的空間的拘束や作業指示といった「総合勘案」の該当項目を差配することはない。

こうした時代変化があるにもかかわらず、その実態を精査もせず源泉所得税と消費税をダブルで課税することに課税庁は固執し、その武器としての「総合勘案」なるあいまいな基準を変えようとしない。人的役務の提供にあたり必要経費があまり生じない所得への課税方法として、源泉所得税が最も効率的だとする哲学が課税庁にはある。どうも日税連もそれにからめとられているようだ。

「インボイス」プレ元年、今後さらにいろいろな問題が生じてくるであろう。そのとき、租税法律主義を貫くことを脇においてはならない。



ザ・コラム

コロナ禍において、課税庁は10月から税務調査を解禁した▲早速大阪のM署の法人特官から事前連絡があり、連続複数日の実地調査を要求してきた。しかし、私は新通則法の調査日の通知は開始日の一日であること、新型コロナ感染拡大における実地調査においては、接触時間を最小限に行うこととする課税庁の方針は解除されていないにもかかわらず、従前と同じやり方は問題があると抗議した。結果は1日となり時間も最小限にし、調査日も4か月後とすることを約束させた▲滞納相談センター当番の際、関信局管内の個人の建設関連事業者が査察により国税、地方税約7千万円の課税処分を受け相談してきた。調査選定は競馬のネット投票の多額の投票資金情報であるが、納税者は数年前に競馬は止めてしまい、口座を貸していたものであった。しかし納税者は多額のリベートの支払いと過去の借財返済のため架空外注費を計上し申告していた▲査察は納税者には多額の借入残があり、個人資産も全くなく支払い能力は皆無であること知りつつ、リベートの支払先を不問にすることを条件に修正申告を強要した。結局納税者は事業を廃業し自己破産をせざるを得なくなつた▲更に滞納を引継いだ特整は、納税の猶予特例申請も廃業を理由に取消し、家宅捜査を実施し、調査時に不問にしたリベートの支払先の解明を執拗に迫つてきた▲ 調査も滞納処分も違法性はないのであろうが、何の為の課税処分であったのか虚しさを感じる次第である。(K・M)